

横浜市戸塚区バドミントン協会審判部規約

(名称及び事務局)

第1条 本審判部は戸塚区バドミントン協会審判部と称し事務局を協会内に置く。

(目的)

第2条 本審判部は区協会登録者のバドミントン競技規則の普及と、審判資格者の拡大及び資格の維持を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本審判部は前条目的を達成する為に次の活動を行う。

- 1) 県審判部の窓口となる。
- 2) 区民大会への審判派遣。
- 3) 審判講習会、研修会などの開催。
- 4) 部員の審判資格向上。
- 5) その他、本審判部の目的達成に必要な事業。

(部員)

第4条 本審判部は第2条の目的に賛同する、日本バドミントン協会の審判資格を有する者で戸塚区バドミントン協会に登録している者で組織する。

(組織)

第5条 本審判部は役員若干名で構成する。

(役員)

第6条 役員は、戸塚区バドミントン協会の役員が担当する。

(会議)

第7条 本審判部は次の会議を開催する。

- 1) 審判部会(必要に応じて三役が招集する。)
- 2) 審判部総会

(決議)

第8条 審判部総会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は役員が決定する。

(経費)

第9条 本審判部の経費は、区バドミントン協会からの予算およびその他の収入をもってあてる。

第10条 本審判部の主催する講習会とうには、参加料を徴収する事が出来る。

(会計年度)

第11条 毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(付則)

第12条 本規約は平成19年4月1日より施行する。